

雇用保険手続きにおける不足書類提出時の 「FAXから電子メールへの切替え」のお願い

日頃より雇用保険業務の円滑な業務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

事業主の皆様が行われた雇用保険の各種届出・申請書について、添付書類が不足している場合、不足書類等をFAXしていただき対応しているところですが、令和7年2月より電子メールへ切替させていただきますので、お知らせいたします。

令和7年2月以降、不足書類の提出を求める場合は電子メールを用いて下記メールアドレス宛に提出していただくこととなります。

「磐田公共職業安定所雇用保険課」専用メールアドレス

22090-hoken2@mhlw.go.jp

お願い

・メール送付の際は、メールの件名に担当者名、本文に届出・申請書の名称と提出日を入れていただきますようお願いいたします。

件名例：「【担当者名あて】〇〇の送付について」

・令和7年1月末日までは、移行期間としてFAXと電子メールを併用して業務を行いますので、ご協力をお願いいたします。

・受信専用のため返信はいたしません。

「不足書類等の送付専用メールアドレス」としてご利用ください。